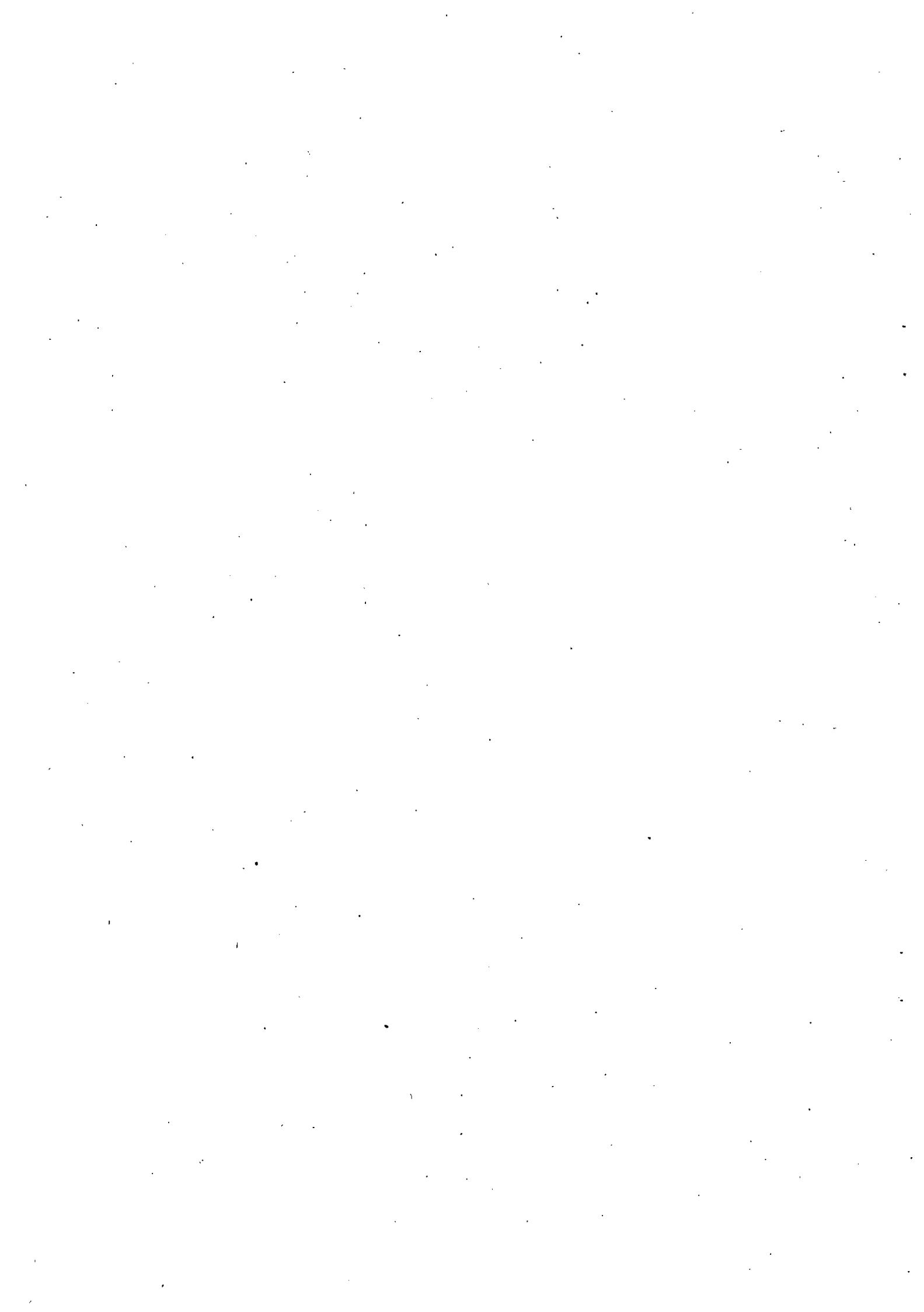


総務教育常任委員会資料

(平成30年11月29日)

【項目】	ページ
1 第11回鳥取・岡山両県知事会議の開催結果について 【広域連携課】	1
2 第98回関西広域連合委員会等の開催結果について 【広域連携課】	2
3 第28回中四国サミットの開催結果について 【広域連携課】	4
4 全国知事会議の開催結果について 【広域連携課】	18
5 平成30年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果について 【広域連携課】	22
6 「ポケモン×鳥取県 観光キャンペーン」の実施について 【広報課】	24
7 若者広聴レンジャー事業等の実施結果について 【県民課】	25
8 平成30年度第2回パートナー県政推進会議の開催結果について 【県民課】	27
9 鳥取県への移住促進に向けた取組について 【とっとり暮らし支援課】	29
10 若者定住・関係人口拡大チーム第2回会議の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】	31
11 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】	32
12 平成30年度鳥取県地域おこし協力隊研修会の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】	33

元気づくり総本部



第11回鳥取・岡山両県知事会議の開催結果について

平成30年11月29日
広域連携課

鳥取県、岡山県が両県に共通する課題について意思疎通を図り、広域的な連携に取り組む体制を構築するため、第11回鳥取・岡山両県知事会議を開催しました。概要は次のとおりです。

1 開催日時 平成30年10月19日（金） 午前10時35分から12時まで

2 開催場所 夢みなとタワー（境港市竹内団地255-3）

3 出席者 平井鳥取県知事、伊原木岡山県知事 ほか

4 主な結果

（1）広域的な防災・減災対策の推進について

災害時の物資の輸送について、各県が整備している物流配送拠点が被災する可能性もあることから、県境をまたいだ広域物資物流体制の検討について、中国地方知事会でのワーキンググループにおいて、引き続き検討を行っていくことを確認した。

（2）中山間地域振興について

移住・定住について、アンテナショップにおいて、移住相談会やセミナーを合同で継続して開催することに加え、更にアンテナショップの移住・定住の機能強化を図っていくことについて確認した。

（3）平成30年7月豪雨からの観光復興について

観光地は被害をほぼ受けていないにも関わらず、風評被害の影響等により観光需要が減退しているため、13府県ふつこう周遊割の期間延長や条件緩和等について、協調体制をとつて国に求めていくこととした。

（4）有害鳥獣対策について

ニホンジカの鳥獣被害防止対策について、鳥取、岡山、兵庫の3県によるシカ捕獲強化月間（10月）の取組の効果がみられることから、引き続き連携した取組を進めることを確認した。

（5）両県を結ぶ高速道路ネットワーク等の整備促進について

中国横断自動車道「岡山米子線」について、付加車線整備後に残る暫定2車線区間の全線4車線化につなげるためにも、連携して利用促進に取り組んでいくこととした。

また、地域広域規格道路「北条湯原道路」の整備促進について、真庭市、鳥取県中部地域の周遊ルートができ、また真庭市・倉吉間の緊急搬送のルートにもなっていることから、引き続き協調体制をとり、整備促進に努める。引き続き両県が連携して、中国横断自動車道「岡山米子線」の全線4車線化を国に働きかけていくこととした。

第98回関西広域連合委員会等の開催結果について

平成30年11月29日
広域連携課

平成30年10月25日（木）及び11月21日（水）に滋賀県高島市及び大阪市内で開催された第98回関西広域連合委員会等の概要は次のとおりです。

第1 第98回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成30年10月25日（木）午前11時20分から午後0時20分まで
- 2 場 所 滋賀県高島市内（今津サンブリッジホテル）
- 3 出席者 井戸連合長（兵庫県）、三日月委員（滋賀県）、山内副委員（京都府）、濱田副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、海野副委員（徳島県）、加藤元氣づくり総本部長（鳥取県）、奥井企画局総合政策室長（京都市）、高野総務局行政部長（大阪市）、柴市長公室長（堺市）、大畠企画調整局政策企画部長（神戸市）

4 主な概要

平成31年度国の予算編成に対する提案について

これまでの提案に加え、担当委員等による提案活動を行う新たな提案事項として、地方分権改革の推進や地方創生の推進、大阪府北部地震や相次ぐ台風被害によるダムの事前放流やブロック塀の撤去、2025年国際博覧会の大坂・関西への誘致、ワールドマスターズゲームズ2021関西へのスポーツ振興くじの活用による財政支援などの提案内容について協議し、11月中に国へ提案することについて確認した。

第2 第99回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成30年11月21日（水）午前11時5分から午後0時15分まで
- 2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）
- 3 出席者 井戸連合長（兵庫県）、三日月委員（滋賀県）、西脇委員（京都府）、平井委員（鳥取県）、飯泉委員（徳島県）、門川委員（京都市）、濱田副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、下副委員（和歌山県）、鍵田副委員（大阪市）、中條副委員（堺市）、寺崎副委員（神戸市）

4 主な概要

（1）政府機関の関西への移転推進に関する緊急申し入れについて

政府関係機関の関西への移転推進に関する緊急申し入れに関する提言文案を議論した。

＜提言文案の主な項目＞

- ア 消費者庁の徳島県への全面移転
- イ 文化庁の京都府への全面移転
- ウ 統計データ利活用センターの活性化
- エ さらなる政府機関等の関西への移転の推進

（2）関西広域産業ビジョンの改訂（中間案）について

関西経済の活性化を目的に平成24年3月に策定した関西広域産業ビジョンについて、有識者で構成する改訂委員会での議論を踏まえ、社会情勢等の変化を反映させた改訂中間案について議論した。

ア 改訂の背景

- ・人口減少に伴う労働力不足について、持続的な成長のためにはA.I.やI.O.Tの導入による生産性の向上に取り組むことが必要である。
- ・好調なインバウンドの勢いが今後も継続するか不確実なため、観光・レジャーの他に、日本万国博覧会の開催を契機とし、関西の認知度向上によるビジネス目的のインバウンドの更なる取込も必要である。
- ・平成27年9月に国連において「持続的な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGsの目標実現に向けた事業展開へ取り組む企業への支援が必要である。
- ・相次ぐ自然災害の発生による教訓を活かしたリスク対策として、多様なエネルギー源の確保や道路等のインフラ整備の促進のほか、個々の企業や業界における事業継続計画（BCP）の策定促進の普及啓発が必要である。

イ 今後のスケジュール

- 平成30年12月～ パブリックコメント実施
平成30年12月 8日 産業環境常任委員会（中間報告・質疑）
平成31年 1月 24日 関西広域連合委員会（最終案の報告）
平成31年 3月 2日 関西広域連合議会（審議）

（3）関西広域連合長選挙について

連合長の任期満了（平成30年12月3日）に伴う選挙が行われ、全委員賛同により「井戸現連合長」が再選された。なお、副連合長について和歌山県知事選挙結果を踏まえ、井戸連合長が指名することとなった。

第3 関西広域連合議会11月臨時会

1 日 時 平成30年11月21日（水） 午後1時から6時15分まで

2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

3 出席者 井戸連合長（兵庫県）、三日月委員（滋賀県）、西脇委員（京都府）、飯泉委員（徳島県）
門川委員（京都市）、竹山委員（堺市）、新井副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、下
副委員（和歌山県）、野川副委員（鳥取県）、鍵田副委員（大阪市）、寺崎副委員（神戸市）

4 主な概要

（1）議案

次に掲げる連合長提出議案が、原案どおり可決された。

・平成29年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定

（2）一般質問

本県選出の広谷議員が、薬物乱用防止対策等について、飯泉委員に質問を行った。

第28回中四国サミットの開催結果について

平成30年11月29日
広域連携課

平成30年10月29日（月）に広島県尾道市で開催された第28回中四国サミットの概要は以下のとおりです。

1 日 時 平成30年10月29日（月） 午前10時から11時50分まで

2 場 所 西山別館（広島県尾道市）

3 出席者 中四国各県知事等（平井鳥取県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事、飯泉徳島県知事、浜田香川県知事、他各県副知事等）
刈田中国経済連合会会長、千葉四国経済連合会会長

4 会議の概要

（1）消費者行政・消費者教育の推進について

消費者庁の高島審議官から、若年者向け消費者教育の推進などに関する消費者庁の施策について説明を受けたのち、意見交換を行った。

また、誰もが安全・安心に暮らせる豊かな社会の実現に向け、中四国が一体となって消費者行政・消費者教育を推進していく宣言文を採択した。

（2）防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨をはじめ、北海道胆振東部地震、平成30年台風24号など、全国各地で頻発する自然災害を踏まえ、災害からの復興や防災・減災対策に係る取組などについて意見交換を行った。

平井知事は、災害時の物資輸送ネットワーク確保の重要性や、平成30年7月豪雨に係る対応について各県が行っている検証結果を中四国間で情報共有することなどについて意見を述べた。併せて、平成30年台風24号の被害に対する国の支援を求めることや、国基準不適合の免震ダンパーについて早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの速やかな交換が行われるよう国に対応を求めるこついて意見を述べた。また、出席者からは、中四国における災害時の相互応援体制を強化していくことなどについて意見が出された。

また、平成30年7月豪雨からの復興に中四国が一丸となって取り組んでいく決意を示す「尾道宣言」を採択した。

（3）地域経済の活性化に向けた観光振興と復興支援について

平成30年7月豪雨からの観光復興や、日本版DMOに対する財政支援などについて意見交換を行った。

平井知事は、平成30年7月豪雨に係るふっこう周遊割に関し、宿泊要件の緩和（2泊から1泊）を国に求めることについて意見を述べた。他の出席者からも同様の意見が出されたほか、海外からの観光誘客の重要性を踏まえたソフト・ハード両面での受入環境整備の必要性などについて意見が出された。

（4）交通ネットワークの整備・充実について

高速道路や新幹線などの高速交通ネットワークの整備、地域公共交通網の充実などについて意見交換を行った。

出席者からは、中四国地方に存在する高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の早期4車線化、基本計画路線にとどまっている中四国地方の新幹線の整備計画路線への格上げを求める多くの意見が出された。

（5）参議院選挙における合区の解消について

抜本的な対応による「合区の確実な解消」や、憲法における「地方自治の本旨」の明確化の必要性、憲法改正議論の国民理解に向けた働きかけなどを国に求める共同アピールを採択した。

なお、11月2日（金）に、飯泉徳島県知事が中四国サミットを代表して、衆議院及び参議院の両議長、衆議院憲法審査会会长に対し要望を実施した。

消費者行政・消費者教育推進宣言

近年、高齢化の進行、経済のグローバル化及び高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、消費生活の高度化、利便性の向上が進む一方で、消費者トラブルや消費者被害の内容は多様化・複雑化していることから、消費者行政として、これらの変化に適切に対応し、消費者の権利の尊重と自立の支援を図る必要がある。

また、本年6月には、成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が成立し、本法施行後は、18歳、19歳の若年者は成年として扱われる反面、「未成年者取消権」を喪失することとなり、若年者の消費者被害の増加が懸念されている。

こうした中、国は、平成29年7月、「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に設置し、周辺地域（中国・四国、関西）との連携のもと、高等学校等における「若年者向け消費者教育」を推進するためのモデルプロジェクトをはじめ、消費者行政を発展させる先駆的な取組みを進めている。

この成果を踏まえ、全国に展開するため、本年2月、消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省が連携し「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、高等学校等における消費者教育を推進しているところである。

については、中国・四国地方は一体となり、新しい消費者行政の発展・創造の地として、誰もが安全・安心に暮らせる豊かな社会の実現に向け、消費者行政・消費者教育を推進することをここに宣言する。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长）

防災・減災対策の推進について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害、そして200人を超える多くの尊い人命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震や、9月6日の北海道胆振東部地震では、人的被害や住家被害が多数発生したほか、ライフライン等の都市インフラが損壊するなど、甚大な被害をもたらした。さらに、平成30年4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震、さらには本年の台風24号などでも甚大な被害が発生しており、復旧・復興に向け官民が全力を挙げ取り組んでいるところである。そのほか、交通インフラの寸断や災害対策拠点となる施設の損壊などが発生した「平成28年熊本地震」、広島県・山口県・徳島県・高知県などに甚大な土砂災害や浸水被害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、発生確率が高まっている南海トラフ地震など、大規模な災害に対して、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

さらに、豪雪により、幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、長時間にわたる列車の立ち往生、路線バスや航空便の数日間に及ぶ運休・欠航なども発生している。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民等の生命や財産を守るために施策を充実させるため、以下の事項について強く要請する。

I 平成30年7月豪雨災害を受けての要望事項

- 1 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に関して、自治体の負担が生じた場合に財政措置を講じること。
- 2 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。

- 3 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。
- また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。
- 4 平成30年7月豪雨災害をはじめとする豪雨災害が近年、頻発・激甚化していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、局部的な堤防の嵩上げや補強、河床掘削など、限定的でも効果の大きい対策を一定期間で集中的に実施するための新たな事業を創設するなど、抜本的な治水対策と土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。
- 5 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、土砂災害等防止対策や被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。
- また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。
- 6 公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、地方自治体及び公共交通事業者が実施する代替交通の確保について支援措置を講じること。
- また、鉄道路線の早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道施設災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。
- 7 住民に災害から命を守るための行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。
- 8 「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「警報」に対する危機意識の高揚を図るとともに、気象庁による「大雨特別警報」の発表等に係る観測・予報技術の向上を図ること。また、特別警報等の発表が、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等に関するガイドライン」

を早期に見直すこと。さらに、住民の避難行動に関する理解を深めるために、警報を含め特別警報が持つ意味について一層の周知を図ること。

- 9 「平成30年7月豪雨生活・生産再建支援パッケージ」で措置されたグループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援などについて、複数年に渡り継続的に実施すること。
 - ・また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての財政措置を講じること。
 - ・さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援等、観光客誘致のための取組を強化すること。
- 10 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開のため、農地や道路・水路、生産施設・機械、共同利用施設・侵入防止柵の復旧等、必要な支援を行うとともに、特に被害の大きい柑橘等樹園地などの復興を図るための継続的な支援を行うこと。
- 11 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、今回の豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。
 - ・また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講ずること。
 - ・さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 12 災害警備活動においては、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となってない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講ずること。
 - ・加えて、被災した警察施設、交通安全施設について積極的な財政支援を行うこと。
 - ・また、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

- 13 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。
- また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。
- 14 熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ、特別交付税の別枠措置など、国において必要な補正予算を編成するとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

II 共通要望事項

- 1 あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等が必要なハード対策に対し、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大額な増額や補助率のかさ上げ等財政支援をより一層拡充すること。

また、地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度を創設すること。
- 2 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大及び災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

特に、一部の地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同一災害により被災を受けた全ての被災区域を支援対象とすること。
- 3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化に加え、避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化等の機能やクーラー設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、ブロック塀等の安全確保のため、専門的な調査や撤去、改修を促進できるよう、国庫補助制度の創設、拡充などの財政支援を行うとともに技術的支援を行うこと。

- 4 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。
- 5 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。
- 6 企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するBCP（事業継続計画）の必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。
- 7 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。
また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEAT の養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講ずること。
- 8 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCPや避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- 9 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。
- 10 住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长）

尾道宣言

平成30年7月豪雨は、岡山県、広島県、愛媛県を中心に中四国地方に大きな被害をもたらした。

また、近年、全国各地で大きな被害をもたらす地震や台風、豪雨、豪雪などが頻発しており、防災・減災対策は喫緊の課題となっている。

我々は、この度の困難を乗り越えるとともに、今後、南海トラフ地震など大規模な災害の発生が想定される中、地域住民の生命、身体及び財産を守り、更なる中四国地方の発展を目指すため、以下のとおり宣言する。

一、中四国地方が一致団結し、被災地の早期復興に全力をあげて取り組む

一、中四国地方の連携を深化させ、防災・減災対策をより一層強化する

一、これまでの災害対応や課題等を十分に検証し、災害に負けない地域づくりを強力に推し進める

平成30年10月29日

中四国サミット(中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长)

地域経済の活性化に向けた観光振興と復興支援について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山を始めとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化及び日本遺産・世界遺産など、国内外に誇れる地域資源を多く有している。

一方で、中国・四国地方の訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は3.2パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

さらに、平成30年7月豪雨によって、観光施設や交通機関等の被災や被災地以外の観光地における風評被害等により、観光客が減少し、中・小規模の事業者も含めた観光産業に大きな影響が生じておらず、長期化することも懸念される。これらを取り戻すためには、今後一年程度かけて災害前の状況から更なる高みを目指した取組が必要である。

こうした中、国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するために「観光ビジョン実現プログラム2018」を決定し、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人達成に向けて、取り組んでいるところである。

これを機に、中国・四国地方においても、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光分野の復興を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、地方にも波及させるために、以下の事項について強く要請する。

1 平成30年7月豪雨に係る観光復興に向けた更なる支援

中国・四国地方各県の観光産業に対する風評被害を払拭するため、各県等が連携して行うプロモーション等の観光振興事業に対する経費支援を行うこと。

また、観光支援事業費補助金による取組（ふっこう周遊割）について、更に予算規模を拡大するとともに、国内観光需要の高まるゴールデンウィークまでの間を対象とした第二弾の支援制度を創設し、切れ目のない復興支援をすること。その際には、自治体及び関係事業者からの意見を踏まえた、より効果的な制度設計と運用について検討すること。

2 國際観光旅客税の地方への配分

訪日外国人旅行者の増加に伴う新たな行政需要や受入に向けた環境整備等については、これまでの取組に加え、新しい施策の展開が必要になっている。

こうした状況を踏まえ、国際観光旅客税について、法の趣旨に鑑み、日本版DMOを含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

3 日本版DMOの安定的かつ継続的な運営のための制度の創設

国において観光・ブランドづくりの核として推進している日本版DMOについて、世界水準のDMOの形成と育成を図るよう、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、日本版DMOが将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

交通ネットワークの整備・充実について

我が国が直面する少子高齢社会を克服し、持続的な発展を遂げるためには、東京一極集中を是正し、魅力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、高速道路や新幹線など円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速交通ネットワークの構築は必要不可欠である。

また、高速交通ネットワークは、近年各地で頻発する大規模な自然災害発生時における、救助・復旧活動や支援物資の輸送を円滑に行うための重要な役割も担っている。

一方、地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活や経済活動に欠かすことのできない地方鉄道やバス路線を維持していくことが必要である。

については、中国・四国地方の更なる連携を図るとともに、多様な地域づくりに資する交通ネットワークの整備・充実のため、以下の事項について強く要請する。

I 高速道路ネットワークの整備・促進

1 道路関連予算の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理・更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保しつつ、道路整備が急がれる地方の実情に鑑み、中四国地域の生産性の高い産業基盤形成のため、高速道路をはじめとする交通ネットワークの整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算を拡大すること。

2 ミッシングリンクの早期解消

高速道路は、地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興し、地域経済を活性化するために不可欠であり、さらに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るための命の道とも言うべき重要な社会基盤である。しかしながら、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在しており、平成30年7月豪雨においては、物流の停滞による経済活動への影響が発生したところである。

については、地域の特色ある発展を支え、災害時における応急対応や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図ること。

3 暫定2車線区間の早期4車線化等

対面通行に起因する重大事故の防止や高速道路本来の定時性、速達性の確保による物流機能の強化、さらに、事故発生時や豪雪を含む大規模災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の整備を促進すること。

なお、4車線化に至るまでの間は、付加車線の整備を促進するとともに、注意喚起等の対策、ワイヤロープによる上下線の分離など、安全性を確保するための対策を早急に実施すること。また、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された路線については、早期整備を図り、速やかに効果検証を行うこと。

4 地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって、地域の交流・連携の強化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

5 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平成30年3月の道路法改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を担う高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等を「重要物流道路」として指定し、物流生産性向上を図ることとされている。

「重要物流道路」及びその代替・補完路の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、予算を重点的に配分すること。

II 高速鉄道ネットワークの整備・促進

高速交通ネットワークを活用した多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、全国各エリアに新幹線を整備することが求められるが、中四国地域における新幹線計画は基本計画にとどまっている。

このため、中国と四国の新幹線の整備計画への早期格上げに向けた調査を実施するための予算措置、在来線等の更なる高速化・快適化を図る際の建設事業費や車両更新費への新たな財政支援制度の創設など、高速鉄道ネットワークの整備に向けた具体的な取組みを加速化すること。

III その他

1 地域公共交通網の維持・確保・充実

地方鉄道やバス路線などの地域公共交通網は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない生活に密着した大切な移動手段であることから、採算性のみに捉われない社会政策として地域公共交通網を維持・確保及び充実させるための施策を講ずること。

2 海上輸送網の機能充実

海上輸送網については、国際競争力強化に向けた物流の効率化や大規模災害発生時の海上輸送機能維持のため、整備が不十分な日本海側をはじめ、瀬戸内海、四国地域の海上輸送拠点港の機能充実・強化を図ること。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

参議院選挙における合区の解消について

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位で代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化し、特に、自らを代表する議員を選出できなかつた県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となつた。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事實を重く受け止め、全ての団体において、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われるとともに、平成30年4月には、一致団結して「合区の早期解消促進大会」を開催するなど、「合区解消」は、今や「地方の総意」となつた。

次期参議院選挙を来年に控え、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたが、合区の解消には至っていないことから、合区対象4県全てが属する中四国地域では、引き続き、十分な国民的議論のもと、抜本的な対応による「合区の確実な解消」を改めて強く求める。

なお、合区問題をはじめ、地方を巡る様々な課題の根本には、憲法における「地方自治の本旨」が曖昧であることがあり、憲法改正に向けた議論が必要と考えられる。その際には、国民が十分理解し、世論が喚起されるよう働きかけを行うことを併せて求める。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长）

全国知事会議の開催結果について

平成30年11月29日
広域連携課

平成30年11月9日（金）に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 出席者

平井鳥取県知事ほか各都道府県知事

2 全国知事会主催全国知事会議（場所：都道府県会館）

政府主催の全国知事会議に先立ち、全国知事会主催の全国知事会議が開催され、総理大臣や閣僚に対する決議・提言の内容、方向性等について協議した。

（1）平成31年度予算編成に向けて

来年度の地方財政計画に関し、地方一般財源総額の確保、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じること、車体課税の見直しに当たっては地方財政に影響を与えないことなどを盛り込んだ税財政に関する提言を取りまとめた。

地方法人課税における新たな偏在是正措置について、小池東京都知事から、「都市と地方で共存共栄すべきであり、財源の奪い合いはすべきではない。新たな偏在是正には反対する。」旨の意見があった一方で、平井知事からは、「鳥取県のような地方の団体は、消費税率が上がっても一般財源が減っている。どこかに制度の不整合があり、それを正していくことが必要。」と意見を表明した。議論の結果、「東京都は、本来、税収格差の是正は、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で行うべきと強く主張した。」と注釈を付記した上で、原案どおり新たな偏在是正措置を講じることを求める内容が決議された。

（2）被災者生活再建支援制度の見直し

被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで（現行：大規模半壊まで）拡充すべきとの全国知事会内の検討結果を踏まえ、その旨の提言を取りまとめた。（資料1、2）

なお、複数の県から、一部損壊まで拡充すべきとの意見があったが、「制度の持続可能性を考慮して半壊までの拡充とするが、さらなる拡大は重要な点でもあり、今後の検討課題とする。」とされた。

3 政府主催全国知事会議（場所：総理大臣官邸）

安倍内閣総理大臣及び関係閣僚出席のもと、地方分権改革や防災・減災対策などをテーマとした懇談が行われた。平井知事からは、安倍内閣総理大臣に対し、地方分権改革の推進について発言があった。

<平井知事の発言概要>

- ・従るべき基準として全国一律に規定されている放課後児童クラブ支援員の配置基準を、地域の実情に応じて地域が基準を定められるよう見直すべき。
- ・育児休業の延長に際して必要となる手続きを、申請者や自治体の実情に応じて柔軟に対応できるよう、制度を見直すべき。

<安倍内閣総理大臣の発言概要>

- ・地域の実情に応じて地域が基準等を決定できるよう、地方分権改革を積極的に進めていく。
- ・育児休業制度の見直しについては、厚生労働省において意見交換をしていきたい。

被災者生活再建支援制度の見直し検討結果報告（概要）

平成30年11月

全国知事会危機管理・防災特別委員会
被災者生活再建支援制度に関する見直し
検討ワーキンググループ

7月開催の全国知事会議で支給対象を議論するワーキンググループを設置して、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討を進めることになったことから、その検討結果を取りまとめました。

1 被災者生活再建支援制度の見直し検討

(1) 支給対象の見直し

- 被害額を算出すると、1世帯あたり、全壊は約2,400万円、大規模半壊は約1,400万円、半壊は約1,000万円、その他被害は約300万円の損害が発生している状況にある。
- 都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績によると、データに制約があるものの、半壊の場合少なくとも1世帯あたり200万円から300万円の修繕費等がかかっている実態が見られた。
- 被害額の算出や都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績から、半壊世帯は、「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高い。
- 近年、半壊被害も対象とする制度等が増加しており、被災者対策・被災地復興対策における半壊被害対応の重要性が高まっているものと考える。

(2) 支給額

- 半壊の支給額は、シミュレーションによる算出額と災害救助法の応急修理を活用できることを考慮すると、50万円程度が妥当な支給水準と考えられる。
- 一部損壊、床上浸水、床下浸水の支給額は、仮にシミュレーションすると30万円程度となる。

(3) 支給額の算出方法

- (1)(2)をもとにシミュレーションすると次のとおりとなる。

【必要額シミュレーション】

	支給額	必要額	うち市町村民税 非課税世帯支給
半壊	50万円	年16億円	
一部損壊	30万円	年124億円	年31億円
床上浸水	30万円	年56億円	年14億円
床下浸水	30万円	年285億円	年71億円

(4) 自助・共助・公助のバランス

- 「自助」・「共助」の取組である地震保険の加入率は31.2%と高いとはいえず、住宅耐震化率も改善する余地があることから、引き続き「自助」・「共助」の取組を促進する必要がある。
- 他方で、「生活基盤に著しい被害」を受けた被災者の生活再建のための制度である、被災者生活再建支援制度により、その被害の実態に応じた支援を図るなど、「公助」の役割として災害に備えておく必要がある。

2 検討結果

(1) 見直し内容

- 被災者生活再建支援法が謳う「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ため、現行規定の「生活基盤に著しい被害」として支給対象とする範囲を、制度の持続可能性などを考慮して検討し、半壊まで拡大する。
- 現行の支給額と被害別の程度のバランスを考慮し、半壊の支給額は50万円を目安とする。拡大した場合の財政負担は年16億円を見込む。

(考え方)

- ◇被害額の算出や都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績から、半壊世帯は、法が支援の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高く、被災者に寄り添った支援が必要である。
- ◇一方で、支給対象の検討にあたっては、都道府県の相互扶助の範囲内で負担できる規模と、地震保険・地震共済の加入や住宅の耐震化の阻害とならないよう自助・共助・公助のバランスを考慮する必要がある。
- ◇近年の災害における全壊以外の被害の発生状況や、半壊被害に対する公的支援の状況を踏まえると、被災者生活再建支援法の目的から半壊世帯への支給はナショナルミニマムとして全国一律の制度として対応すべきである。
- ◇半壊の支給額を50万円とした場合、財政負担は年16億円、10年間で160億円となることから、制度として持続可能性があり、被災者を支援するために都道府県が相互扶助できる範囲と考えられる。
- ◇配慮を要する世帯、店舗兼住宅の店舗部分への支給や、住家被害認定基準の見直しによる支給については、今後の災害による被害状況や制度の持続可能性などを考慮する必要があり、今後の課題と考える。

(2) 追加拠出の考え方

- 平成31年度に各都道府県の追加拠出により基金規模を600億円とすることから、その基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。
- また、支給対象が半壊まで拡大された場合も同様に、半壊を含めた基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。

(考え方)

- ◇7月の全国知事会議では、現行制度を前提とした基金の規模として600億円が必要とした。また、基金の追加拠出については、検討期間、各都道府県での予算化、国への財政措置の要望と地方財政措置が必要となるため、2年程度の期間を要する。
- ◇こうしたことから、現行制度を前提として、基金規模600億円の半分となる300億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。年60億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は180億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。
- ◇支給対象が半壊まで拡大された場合、基金の規模として760億円が必要となる。この場合も現行制度と同様に、半壊を含めた基金規模の半分となる380億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。年76億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は230億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。

被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、適用が開始された平成11年から今年で20年目を迎える。概ね現行制度となった平成19年以降、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、今年も平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。

発生後8年目を迎える東日本大震災では、依然5万7千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災3県で7千戸、熊本地震により被災した熊本県で1万1千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。

また、被災者生活再建支援基金は、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、来年度末に基金残高が200億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでにも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。

その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。
- 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること
- 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

平成30年11月9日

全国知事会

平成30年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果について

平成30年11月29日
広域連携課

平成30年11月12日（月）に岡山県津山市で開催された平成30年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果は、次のとおりです。

1 平成30年度中国地方知事会第2回知事会議

- (1) 開催日時 平成30年11月12日（月）午後0時50分から3時まで
- (2) 開催場所 津山洋学資料館（岡山県津山市）
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事

(4) 主な内容

ア 共同アピール（意見交換）

- (ア) 次の7項目について、共同アピールを採択した。【別冊資料1】
 - ・平成30年7月豪雨からの復旧・復興等について
 - ・平成30年7月豪雨に係る観光復興に向けた支援について
 - ・「地方創生・人口減少克服」に向けて～地方が自ら輝き続けるために～
 - ・人づくり革命の推進について～次世代を担う「ひと」をつくるために～
 - ・地方税財源の充実について
 - ・地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
 - ・地域医療の確保について
- (イ) 中国地方知事会は、国に要望するだけでなく、行動する知事会としての決意を示し、不断に取組を実施、充実させることとした「中国地方が牽引する地方創生～魅力ある中国地方の実現に向けて～」の宣言文を採択した。【別冊資料2】
- (ウ) 平成30年7月豪雨での支援において、復旧をスムーズに支援できたのは、防災を担当する職員の人事交流が有効だったとの意見が出され、防災担当部門での人事交流の強化について提案がなされた。
- (エ) 災害時における中国5県でのふるさと納税代行受付による相互応援について提案され、今後検討を行っていくこととされた。
- (オ) 歳出特別枠の廃止等もあり、財政に乏しい団体に極めて不利な算定が続いている。消費税が引き上げられる時に、税財源の偏在の解決を目指していかないといけないとの意見が出された。
- (カ) 高速道路の暫定2車線区間の4車線化の必要性を訴えるとともに、鉄道の高速化についても問題意識を持ち、関係方面に働きかけるべきとの意見が出された。

イ 広域連携の取組

- (ア) 広域連携部会の各担当県から各部会・ワーキンググループの平成30年度の取組状況等について説明を行った。
 - 広域防災部会（広島県）、サイクリング部会（広島県）、有害鳥獣対策部会（鳥取県）、中山間地域振興部会（島根県）、スギ花粉症対策部会（岡山県）、地域産業振興部会（山口県）
- (イ) 有害鳥獣対策部会では、ニホンジカ及びカワウについて、広域的な対策・管理を進めるための行動方針を定めた「中国5県ニホンジカ広域管理方針（仮称）」及び「中国5県カワウ広域管理方針（仮称）」を今年度策定することとした。
- (ウ) サイクリング部会では、大山からしまなみ海道に至る「やまなみ・しまなみルート」、鳥取県中部・東部から香川県に至る「日本海・瀬戸内ルート」、鳥取砂丘から大山を経由して下関に至る「日本海沿岸ルート」の3つの広域推奨ルートに加えて、「日本海エリア（仮称）」、「中国山地エリア（仮称）」「せとうちエリア（仮称）」などの各エリア内の推奨コースについて、具体的な走行ルートを選定し、今後、実証走行等の検証を行うこととした。

(エ) 地域産業振興部会では、海外事務所の共同利用の可能性について、まずはタイにおける既存3県の海外事務所の現状等を分析し、共同化の可能性を検討することとした。

ウ 会長の選任

湯崎会長の任期が平成31年1月22日に満了（2年間）を迎えることから、新会長に、伊原木岡山県知事が選任された。（任期：平成31年1月22日～平成33年1月21日：2年間）

2 平成30年度第2回中国地域発展推進会議

(1) 開催日時 平成30年11月12日（月）午後3時50分から5時10分まで

(2) 開催場所 津山鶴山ホテル（岡山県津山市）

(3) 出席者 中国地方5県知事（当県は野川副知事が代理出席）

中国経済連合会会长

中国地方各県商工会議所連合会の代表者

(4) 主な内容

ア 頻発する大規模災害等を踏まえたBCP（事業継続計画）策定促進に向けて

・本年7月の西日本豪雨において、大規模な土砂災害や河川氾濫が広範囲に発生し、事業所の倒壊、浸水、交通網の途絶などにより企業の物流、生産活動が停止するなど、地域経済に深刻な影響が発生し、BCPの重要性が再認識されたことから、BCP策定促進に向けての課題について、情報共有を図るとともに、BCP作成促進の方策について意見交換を行った。

イ 地域産業の振興におけるA.I./I.O.Tの活用について

・生産年齢人口の減少や、技術継承の危機、第四次産業革命と呼ばれる産業構造の大きな転換等に対応するため、各地域において進められているA.I./I.O.Tの活用事例、自治体や経済団体の役割等について意見交換を行った。

ウ 省エネ推進の取組について

・一般の方の意識を改めて喚起するため、中国地域5県及び経済団体が共同で「省エネ呼びかけ街頭イベント」を各県同一日に一斉に実施することが報告された。

エ インバウンド観光事業について

・本県が事務局を務める中国地域観光推進協議会・インバウンド誘致強化委員会において、外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けての対応について、レンタカー用の交通マップを作成し、アジアの海外旅行博等で配布・PRを行っていくことが報告された。

「ポケモン×鳥取県 観光キャンペーン」の実施について

平成30年11月29日
広 報 課

鳥取県では、株式会社ポケモン等の協力のもと、『ポケットモンスター』とコラボレーションした観光キャンペーンを実施します。

1 期間

平成30年12月6日（木）から平成31年1月14日（月）まで

2 内容

(株) ポケモンが行っている地方活性化に寄与する取組の一環として、冬季の観光客閑散期の誘客のため、ゲーム『ポケットモンスター』に登場するキャラクター・ポケモンとコラボレーションした地域事業者による商品販売・サービス展開など、全県で観光キャンペーンを実施するもの。

※キャンペーンの内容等詳細については、オープニング発表会にて公表する。

3 オープニング発表会

(1) 日時 平成30年12月6日（木）午前10時から10時30分まで

(2) 場所 鳥取砂丘（鳥取市福部町湯山）

(3) 内容 平井知事によるキャンペーンの詳細発表

コラボレーションするポケモンの発表及び登場

※本キャンペーンは、スマートフォンアプリ『ポケモンGO』において、特別なポケモンが出 現するイベントではありません。

※以下の特設サイトにおいて情報を掲載しております。

「ポケモン×鳥取県 観光キャンペーン」特設サイト

<https://www.tottori-guide.jp/pokemoncp/>

◎ポケモン × 鳥取県
観光キャンペーン



2018.12.6 THU ~ 2019.1.14 MON

©2016 Pokémon. ©1995-2018 Nintendo / Creatures Inc. / GAME FREAK Inc.
ポケモン・キャラーメン・ネムロは文部・科学省認定の商標です。

※12/6 に情報を更新

若者広聴レンジャー事業等の実施結果について

平成30年11月29日
県民課

多様化する県民意見の県政への反映のため、若者や県政モニターにご参加いただき、広聴事業を実施しました。

1 若者広聴レンジャー事業

「とっとり若者広聴レンジャー」に任命した学生等の若者5グループ（21名）が、県民から様々な意見等を聴き、課題を探り、若者視点の課題解決策を提案していただいた。（平成30年度新規事業）

グループ名	提案の概要
おひさま 2525 八頭 (子育てサークル3名)	「預かり合いコミュニティの仕組みづくり」 子どもを見合って、子ども同士は楽しく遊べ、親も1人の時間がもてる仕組み（コミュニティ）づくりにより、親はリフレッシュでき、親同士の繋がりが構築され、子育ての不安解消に繋がる。
KohnoLabNorthForest+1チーム (米子高専生5名)	「ICTを活用した農業の効率化・生産性向上～スマート農業の推進～」 耕作放棄地の解消、担い手不足の解消、収益増加を図るために、ICTを活用した農業の効率化・生産性向上が効果的であり、今後の農業には不可欠要素である。
生山大學 (環境大生4名)	「若者が地域、行政と交流するキッカケ（場）づくり」 学生による地域活動の事例は増えているが、持続的・発展的に行うためには地域・行政の理解、連携が必要である。交流のキッカケの場があれば、相互にスムーズにいくのではないか。
ns. レンジャー奉仕団 (看護大生5名)	「若いうちから気軽に取り組める生活習慣改善方策の普及」 ジムなどの運動施設の充実や、SNS（Instagram等）で身近にできる健康法（簡単レシピや運動法等）の発信により若者が気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに取り組む。
1997 中山中卒業生 (地元同級生4名)	「鳥取方言の再認識」 「動画ちゃんねる」で方言の音声や用例をいつでも聞けるようにしたり、各地域の生まれ育った人による方言伝承の機会を作る等により、方言を地域の誇り・個性として伝承していく。

[活動内容]

- ・地域活動への参加、SNS等を通じた広聴活動〔6月5日任命～〕
- ・広聴レンジャー会議〔7月22日、9月27日〕
- ・知事への活動・提案報告〔11月19日〕

2 とっとり創生若者円卓会議

県政課題に対して、学生等の若者（17名）がテーマ別に分かれ、意見交換や現地視察等を通じて検討した若者目線の提言をしていただいた。

テーマ	提言の概要
地域を応援する仲間創出 (とっとりとの関係人口拡大)	関係人口になる人たちと地域の課題と一緒に考え鳥取県と継続的につながる仕組みをつくり、関係人口の出会いがある場所等である「関係案内所」の繋がりを活性化させ、県内に関係人口増加のための受入体制をつくる。 【主な具体的方策】 <ul style="list-style-type: none">・地域住民と関係人口が交流し地域課題を体感する「滞在型プログラム」の実施 等・地域課題や関係人口になる人たちが地域にどのように関わっていきたいかを把握するための「ワークショップ」等の開催 等

山陰海岸ジオパークの魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> 【主な具体的方策】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意向を反映した「ジオパーク看板」の設置、公民館等を対象に「ジオパーク講座」の開催 等 ・山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館に「ジオパーク紹介コーナーの設置」等による発信強化、世界ジオパークとの「意見交換会」の実施 等 	<p>地域住民が主体的に参画する持続可能なジオパークを目指し、より良いジオパーク活動とするために、国内外の各ジオパークとの人的交流や情報交換を進め、交流の活発化を推進する。</p>
--	---

[活動内容]

- ・現地視察（室戸ジオパーク、県内ゲストハウス等）
- ・知事への提言〔10月10日〕

3 県政モニタリング事業

県政テーマについて、県民の方（県政モニター13名、コーディネーター2名）がテーマ別に分かれ、「県民目線・県民感覚」で評価し、意見・改善提案等を提言していただいた。

テーマ	改善提案の概要
県の広報（平成29年度行政監査結果「県の施策に関する広報物の作成状況等」を受けた広報物の適切な発信方法・掲載内容の見直し）	<p>・紙による広報物は、ゴミや印刷代等の費用問題には配慮する必要があるものの、行政が行う広報としては必要な手段と考える。 ただし、現状の広報物を見ると、記載内容はよく考えられているものの、作成すること自体が目的となっていると思われるものもみられる。</p> <p>・県民が広報物を手にするためには、少し離れた場所からでも目に留まるような「つかみ」が重要であり、多くの広報物でそれが満たされているとは言えないようなので、改善を検討してほしい。</p>
人口減少対策（子育て・結婚支援）	<p>[課題] 「えんトリー（とっとり出会い系センター）」等、子育て・結婚支援策等は充実しているように思えるが、対象者のニーズをくみ取ったものとなっているのか。また、支援策・制度等の認知度をさらに向上させる取組が必要である。</p> <p>[改善策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者の対応だけでなく、AIによるマッチングや、仲介人によるコーディネートを行い、出会いの可能性を広げる。 ・新たにお見合い仲介人登録制度をつくり、親、祖父母世代に周知を図り、仲介人の参画を促す。また、親、祖父母世代に対しても昨今の結婚観の変化やライフデザイン教育を実施する。 ・企業間・企業内での婚活推進は、イベント情報の共有や婚活コーディネーターの配置にとどまらず、企業への具体策の提供が必要であり、商工団体を通じて企業への啓発に力を入れるとともに、「えんトリー」システムの島根県との連携、山陰の企業間連携も積極的に進める。また、新たに婚活推進企業（員）を認定するなど、婚活に力を入れている企業（人）公表を進める。

[活動内容]

- ・モニターミーティングでの意見交換（6月～9月、4回）、レポート提出
- ・県への提案報告（元気づくり総本部長、担当課長）〔10月17日〕

4 今後の予定

いただいたご意見・提言等は、今後の事業実施や平成31年度予算要求等への反映を検討していく。

平成30年度第2回パートナー県政推進会議の開催結果について

平成30年11月29日
県民課

パートナー県政推進会議において、関係人口に着目した鳥取県の元気づくりについて意見交換を行いました。

1 日時等

- (1) 日 時 平成30年11月23日(金) 午後3時から5時まで
- (2) 場 所 ホテルニューオータニ鳥取
- (3) 出席者 委員13名、知事、元気づくり総本部長ほか
- (4) テーマ 「鳥取県の元気づくりの発展」～関係人口に着目した鳥取県の元気づくり～

2 主な意見等

<関係人口の拡大のためのきっかけ、地元の魅力発信等>

- 東京での若者交流会で鳥取の食材を用いた料理を食べていただいたところ、参加した東京在住の人が早速、鳥取の店に訪ねて来てくれた。関係人口には、行きたい場所、自分の居場所のようなところがあることが重要であり、そういう場所を介して人と人は繋がっていく。
- 関係人口増加は、日本人に限る必要はないのではないか。海外にも日本の田舎が魅力的に映る人もいる。また、若い人も早いうちからグローバルな環境に慣れることにもなり、同時に鳥取の魅力にも気づくことになる。
- ジオパーク関連の研修会等で、都会から講師を招き実際に山陰海岸を見ていただくと、後日SNS等でPRしてくれる。こうしたことで関係人口が広がっていくことになる。
- 大学には県外出身者が多く卒業後は地元に帰る人が多いが、鳥取県に縁を持った人が出ていくということでプラスに考えられる。大学生をもっと活用してほしい。
- ふるさと納税は品物を返礼することが主流だが、鳥取に来ていただいた際のショーケリングや森林セラピー等鳥取を実感する体験型観光メニューももっと増やしてほしい。
- 高校生による鳥取県の魅力発信は県内にとどまりがちなので県外にも広げていきたい。高校生も情報発信をやっていきたいので支援してほしい。
- 寮の確保ができれば中高生アスリートを県外から集めることができる。その上で、集めた生徒を大学進学で県外に出さないように県内大学で育成する仕組みが必要である。

[知事]

- ・行政だけでは、関係人口は増加しない、人と人の御縁から繋がっていく。県民の方々の協力の中で取組を進めていく必要がある。高校生や大学生、若い方による情報発信やPRのサポートはできるような気がする。何かプロジェクトを考えたい。
- ・ふるさと納税への返礼として体験型のメニューも増えてきているが、市町村にも呼びかけ充実を図りたい。

3 今後の予定

- 会議でいただいた意見等について現状等把握し、県施策等への反映を検討する。

<参考>

1 パートナー県政推進会議について

「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した鳥取県民参画基本条例の基本理念に基づき、県政への県民意見の反映や県民と県政との協働のあり方について議論を深め、施策の改善を検討するため、平成25年に設置された。



2 委員について

(全18名)

氏名	所属等	備考
今井 正和 (いまい まさかず)	公立鳥取環境大学 副学長	座長
加持谷 典範 (かじたに みちのり)	江府町老人クラブ連合会若手委員会 委員長	
川口 博樹 (かわぐち ひろき)	山陰松島遊覧 (株) 代表取締役	
坂本 桃子 (さかもと ももこ)	鳥取大学地域学部 2年生	
柴田 梨央 (しばた りお)	鳥取大学地域学部 2年生	
杉村 正男 (すぎむら まさお)	鳥取県ボート協会 副会長	
薛 幸夫 (そる へんぶ)	在日大韓民国民団鳥取地方本部 常任顧問	
高虫 秀樹 (たかむし ひでき)	高虫農場 代表	
瀧山 佳世 (たきやま かよ)	とっとり暮らしアドバイザー	
村上 達彦 (むらかみ たつひこ)	青翔開智高校 2年生	
藪 恵美子 (やぶ えみこ)	倉吉東高校 2年生	
矢吹 勇斗 (やぶき はやと)	倉吉東高校 2年生	
山内 有二 (やまうち ゆうじ)	鳥取県商工会青年部連合会 会長	
河上 瞳子 (かわかみ むつこ)	日南町福栄女性消防隊 隊長	
福井 靖子 (ふくい やすこ)	とっとり県消費者の会 会長	
藤澤 幸恵 (ふじさわ ゆきえ)	NPO法人えがおサポート 代表理事	
本池 利広 (もといけ としひろ)	地域消費生活ソーター	
山本 伊都子 (やまもと いつこ)	琴浦まちづくりネットワーク 幹事	欠席

鳥取県への移住促進に向けた取組について

平成30年11月29日

とっとり暮らし支援課

本県に移住や就職を希望される方の様々な疑問にお答えする「鳥取県IJUターンBIG相談会」を東京・大阪で開催しました。

先輩移住者らが組織する地域支援団体による「移住セミナー（田舎への移り方・働き方・住み方）」や移住相談ブース（市町村や関係団体）、県立ハローワークや県内企業による就職相談等を行い、様々な年代の方に御来場いただき、鳥取県へのIJUターンに向けて現実的に考えていただく契機となりました。

また、帰省者の多くなる年末年始にかけて、移住定住を促進するための情報発信を重点的に行います。

1 IJUターンBIG相談会 東京会場

(1) 日 時 平成30年10月28日(日) 午前11時30分から午後4時まで

(2) 場 所 東京交通会館12階ダイヤモンドホール(東京都千代田区有楽町)

(3) 概 要 移住セミナー：三方良しの田舎暮らし～“移り方・働き方・住み方”
役立つ移住前講座

移住相談会：14市町、12団体 就職相談会：28企業

(4) 来場者 95組、142人

[来場者の声]

- ・将来的に鳥取県で物流に関する仕事がしたく、企業の方に直接話を聞くことができ参考になった。経験を積んで転職にチャレンジしたい。(20代・男性)
- ・結婚を機に夫の地元である鳥取県へのUターンを考えており、就職先の相談をするために来た。良い就職先が見つかれば春には移住したい。(30代・女性)
- ・セミナーやその後の相談会で色々な話を聞くことができた。とっとり移住応援メンバーズカードをその場で発行してもらえるのがよかったです。(30代・女性)



2 IJUターンBIG相談会 大阪会場

(1) 日 時 平成30年11月17日(土) 午前11時30分から午後4時まで

(2) 場 所 OMMホール2階(大阪市中央区大手前)

(3) 概 要 移住セミナー：三方良しの田舎暮らし～“移り方・働き方・住み方”
役立つ移住前講座

移住相談会：15市町、17団体 就職相談会：40企業

(4) 来場者 97組、119人

[来場者の声]

- ・実際に鳥取県で働いている方の体験談を聞くことができ、今後のキャリアを選ぶ上で大変参考になった。(大学生・女性)
- ・祖父母の住む鳥取県への孫ターンを検討しており、今まで知らなかった県内企業の話を聞くことができて鳥取県に更に興味をもった。(20代・男性)
- ・多方面で具体的な相談にのっていただき、移住の実現に近づいた。(40代・女性)

3 今後の主な都市圏での移住促進イベント

東京	移住相談会(12/5、1/9、2/6)、鳥取・岡山連携相談会(12/8)、 とっとり移住女子交流会(12/16)、JOIN移住・交流&地域おこしフェア(1/20)
大阪	移住相談会(12/5、12、15、19、1/9、19、23)、イナコレ(12/1)
その他	とっとり・おかやま連携ツア(12/1~2)

4 帰省シーズンに向けたI J Uターンの取組について

帰省者の多くなる年末年始にかけて、帰省者や県内在住の家族に向けてI J Uターンを促進する取組を行う。

(1) I J Uターンを促すCM動画の放送

- ・「県外のI J Uターン希望者向け」、「県内で働きたい（働いてもらいたい）人向け」、「県内にいる保護者向け」の3種類のCM動画（30秒）を制作し、年末にかけて集中的に情報発信を行う。

<放送予定> 民放3局によるテレビCM（12/15～31）、インターネット広告（12月後半）、
県内大学等でのデジタルサイネージを活用した情報発信（12月～）。

(2) その他の帰省者等に向けたPR

- ・年末年始の新聞紙面を活用して、若者の県内定住を啓発する広告等を行う。（12/27、1/3）
- ・県内の観光施設等や、各市町村で実施される成人式において、移住・県内就職の啓発チラシを配布する。

5 鳥取県への移住状況について（平成30年度上半期）

平成30年度上半期（4～9月）の鳥取県への移住状況は、708世帯954人であり、過去最高の移住者数となった。

（鳥取県元気づくり総合戦略（平成27～31年度）移住者目標：8,000人、平成27～30年度上期累計：7,055人）

【移住者数増加市町村の主な要因】

○倉吉市：住みよさランキング（東洋経済新報社）安心度で継続して上位に入っているほか、昨年度から導入したオーダーメイド型移住体験ツアー（個々の希望に合わせた日程や内容により実施する個別対応のツアー）等でのきめ細やかな対応により移住者の関心が高まった。

○湯梨浜町：平成28年度から町単独で開始した都市圏向けの移住セミナー・移住ツアー等により移住者の関心が高まった。

※上半期の移住者数は単純集計であり、詳細分析は年度末に行う。

市町村名	平成30年度 上半期		参考					
	世帯数	人数	平成29年度上半期		増減		平成29年度（年間）	
			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
鳥取市	155	204	157	202	△2	2	389	510
米子市	101	142	111	169	△10	△27	352	533
倉吉市	84	122	64	94	-20	28	140	203
境港市	98	119	94	112	-4	7	140	179
岩美町	40	52	43	60	△3	△8	74	95
若桜町	12	21	6	12	-6	9	17	27
智頭町	4	8	9	23	△5	△15	11	26
八頭町	14	25	9	17	-5	8	28	51
三朝町	0	0	3	5	△3	△5	8	14
湯梨浜町	51	74	15	21	36	53	58	80
琴浦町	45	50	46	64	△1	△14	101	128
北栄町	31	34	20	24	-11	10	52	67
日吉津村	0	0	15	17	△15	△17	19	24
大山町	8	10	3	4	-5	6	6	10
南部町	24	38	35	48	△11	△10	61	84
伯耆町	9	12	15	22	△6	△10	26	33
日南町	23	29	16	19	-7	10	26	29
日野町	2	4	12	13	△10	△9	19	22
江府町	7	10	5	7	-2	3	9	12
合計	708	954	678	933	30	21	1,536	2,127

【参考】平成23年度からの移住状況

年度	人数	
	年間	（上半期）
平成23年度	504	-
平成24年度	706	-
平成25年度	962	(395)
平成26年度	1,246	(543)
平成27年度	1,952	(909)
平成28年度	2,022	(916)
平成29年度	2,127	(933)
平成30年度	-	(954)

若者定住・関係人口拡大チーム第2回会議の開催結果について

平成30年11月29日
とっとり暮らし支援課

県内外の若者が「ふるさと鳥取」との関わりを深めることで、県内定着・I J Uターンにつながる取組を推進し、若者の県外流出に歯止めをかけることを目的に、とっとり元気づくり推進本部に設置されたプロジェクトチーム「若者定住・関係人口拡大チーム」の第2回会議を次のとおり開催しました。

各部局で連携して、引き続き若者の定住促進や関係人口の拡大に向けた取組を推進するとともに、平成31年度予算編成に向けて検討を進めています。

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 平成30年11月22日（木） 午後2時30分から午後3時30分まで |
| 2 場 所 | 第33会議室（第二庁舎4階） |
| 3 出席者 | 統轄監（チーム長）、関係部局（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部）、県外本部、総合事務所、教育委員会事務局 |
| 4 議 題 | ・若者の定着・I J Uターンの促進による産業人材確保に向けた取組
・関係人口の拡大に向けた取組 |
| 5 概 要 | 若者定住と関係人口の拡大に向け、今年度の取組状況を確認するとともに、平成31年度に向けての予算検討状況について意見交換を行った。 |

【主な意見】

<若者の就業について>

- ・無償型インターンシップは年々1.5倍ペースで伸び好調である。今年度導入した長期有償型インターンシップの参加実績は7名（うち県外2名）だが、春に向けて11月23日に企業と学生への説明会を開催する。
- ・奨学金返還助成は効果がでており、認定者が450件を超え、県内就職も250件を超えた。従来3年生から認定していたが、1年生から認定を可能とした。保育も対象となっており保育士の確保につながっている。
- ・観光は離職率が高い状況であるため、来年度から商工労働部と連携して、観光業の職業訓練の導入を検討し、離職率の低下を目指したい。
- ・農業・林業・水産業とも担い手の確保に県外をターゲットにしていたが、県内の若者の就業を図る取組も強化しており、スーパー農林水産業士では10日程度のインターンや鳥取大学の推薦を受けるなど、魅力を感じてもらう取組を進める。農業人材センターでは農協にも人材を集めの努力をしてもらっており、成果を上げている。

<大学との連携・学生への働きかけについて>

- ・公立鳥取環境大学では、県内就職を増やすため学長が精力的に活動し、高校の校長会で話をするなどの取組をされており、校長側からも好評である。また、県内者が入学しやすいよう入試制度の見直しを検討中である。
- ・学生に向けて多くの資料を送るが読んでもらえない。「県民会議」の若手メンバーの意見を聞いて県内就職を促進する情報誌を手にとって読んでもらえる内容に見直している。また、小学5年生用の副読本を作成した。
- ・保育職に関して、県内出身者が多い島根・岡山の養成校では、県内就職ガイダンスを行いやすいが、関西では1校ごとの学生が少ないため、合同でのガイダンスも行っていきたい。

<ふるさと教育について>

- ・ふるさと教育は小・中・高各々の校種で独自に行われており、県として体系化された教育となっていないという課題がある。一本幹を通して、県外に出ても鳥取県に帰って働きたいと思うふるさと教育に取り組んでいきたい。
- ・進学希望者を県外に出ないように留めることはできないが、高校卒業までに鳥取県について学んだ上で、将来、鳥取が選択肢の一つになるように、目的をもって県外に出るようにしたい。
- ・保護者や教員から子どもに伝えるイメージの影響力が大きい。保護者への啓発、教員への働きかけが重要である。
- ・「県民会議」との意見交換で学生と企業がつながる機会を作つてほしいとの意見があつたことから、企業や地域で活躍する「人」のリストを学生に示し、学生が興味のある「人」の話を聞ける学生主体の仕組みを作る。

<関係人口の拡大>

- ・今年の秋に開催した「若者交流会 in TOKYO」のような都市部での交流会を引き続き実施していきたい。
- ・以前は、住まいとして空き家を利用する場合が多かったが、ゲストハウスやシェアハウスなどに活用する例が増えた。空き家の活用に向けた消防法、建築基準法などの手引きを今年度中に作成する予定である。
- ・倉吉の事業者による「ひなビタ」ファンを呼込む取組はリピート率が7割と高く、若桜鉄道、バイク、遺跡を活用したイベントなど、マニア向けの取組では、全国にファンがあり、キーマンに働きかけると人が集まるので、関係人口づくりに効果があると考えられる。

中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催結果について

平成30年11月29日
とっとり暮らし支援課

平成30年度「鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」を開催し、中山間地域及びまちなか振興施策の実施状況等について、以下のとおり議論を行いました。

今回の議論を踏まえて、今後、必要な施策等について検討を進めます。

- 1 日 時 平成30年11月1日（木）午前10時30分から正午まで
- 2 場 所 県庁議会棟 特別会議室
- 3 出席者 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会委員、県関係部局長等
- 4 報告・協議事項
 - ・中山間地域振興施策の取組状況等について
 - ・まちなか振興について
 - ・関係人口の拡大について
- 5 主な意見

〔中山間地域振興施策に関する意見〕

- ・高齢者と話をするとき一番困っているのが買い物だということ。高齢で運転が危険だというので免許返納してしまうと、買い物に行けなくなるという現状が、中山間地域に限らず、街中の淀江でも起きている。
- ・自動運転機能やドローン、ドローンタクシーなど最先端の技術を、運用実験という形で企業などに場所を提供したり、技術課題等を企業にフィードバックしたりして、鳥取県は技術と一緒に歩んでいくというような取組ができればいい。
- ・イノシシが非常に多く出てくるので、農業をやろうと思ったら、ほとんどの集落で柵を設け、柵の中で生活するような状態になる。若手の方に鳥獣を捕獲するための免許をどんどん取っていただきたい。
- ・県外に進学した子が来年鳥取に帰ってくる。就職にあたり、鳥取県は本当に人間らしく生きられるとか、居場所があるという話を聞いて、鳥取で働くことを決めた。中山間地域に住む私たちが元気でいて、鳥取の良さを発信し続けなければならないのではないかと思う。
- ・儲かる農業でないと、みんなが付いてこない。次世代の子どもたちに「そんな農業なんか」と言われるようなものではいけない。

〔まちなか振興に関する意見〕

- ・町内会の会長や班長、役員は順番で役割が回ってきて、大体1年で次の方に移るという形であり自治会活動や町内会活動に力を入れて取り組んでいく地域のリーダーとなる方が出にくいと思う。

〔関係人口の拡大に関する意見〕

- ・地域おこし協力隊の任期終了後に県外に出て行った人達を、関係人口として結びつけていくことが必要である。

（参考）「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」の概要

中山間地域等の振興及び移住定住促進に関する事項を調査審議するために、鳥取県附属機関条例に基づき設置されている附属機関。

[委員] 筒井 一伸（鳥取大学地域学部教授）	東口 善一（ファルコン代表）
山下 和子（湯梨浜町農業委員会委員）	入澤 由美（特定非営利法人 YSS だいせん代表）
中村 恭子（グラフィックデザイナー）	安達 香澄（ほわっと米子応援隊代表）
樋口 浩司（樋口農園代表）	渡會 昂佑（合同会社ジブンゴト代表）
川上 幸恵（美用レディース代表）	中谷 哲（公募委員）

平成30年度鳥取県地域おこし協力隊研修会の開催結果について

平成30年11月29日
とっとり暮らし支援課

県内で活躍している地域おこし協力隊及び市町村担当者等を対象に、各隊員の資質向上とネットワーク形成・情報交換の場づくりに加え、各市町村の隊員受入れ及び定着支援の一助とする目的で、以下のとおり研修会を開催しました。

1 日時・場所

平成30年11月19日（月）午後1時から5時15分まで 上井公民館

2 参加者

県内の協力隊、協力隊に係る市町村担当者 39名（協力隊25名）

3 内容

（1）全体研修 「協力隊の定住・定着を考える」

講師：三瓶 裕美（しまね協力隊ネットワーク 代表：島根県雲南市協力隊OG）

（2）分科会

ア 初年度の活動におけるポイントや行政との関わり、活用について（初年度（1年目）隊員向け）

講師：原田 昂拓 氏（特定非営利活動法人学生人材バンク）

三ツ井 和彦 氏（湯梨浜町役場 企画課 係長）

狩野 千尋（鳥取県庁 とっとり暮らし支援課）

イ 定住に向けた生業づくりや資金調達の方法について（2、3年目隊員向け）

講師：宇佐美孝太氏（株式会社 skyer 代表取締役：鳥取県 協力隊OB）

ウ 隊員の定住に向けた支援（自治体職員向け）

講師：中川 玄洋氏（特定非営利活動法人学生人材バンク 代表理事）

（3）事例発表会等

ア 事例発表

講師：嶋田 喜朗 氏（元八頭町地域おこし協力隊）

イ 事業引継ぎと地域おこし協力隊のマッチングの可能性

講師：福田 雅弘 氏（鳥取県事業引継ぎ支援センター長 兼 統括責任者）

ウ 地域おこし協力隊のサポートについて

講師：中川 玄洋 氏（特定非営利活動法人学生人材バンク 代表理事）

（4）個別相談会

今回の研修講師である、しまね協力隊ネットワーク 代表（地域おこし協力隊サポートデスク上級専門相談員）、特定非営利活動法人学生人材バンク（「地域おこし協力隊サポート事業」委託先）、金融機関等が活動中のさまざまな悩みや課題の解決方法について対応した。

4 参加者の感想

【協力隊】

- 講演や分科会の話の中で、成功例だけでなく失敗談も聞けて、勇気づけられた。
- 県や他の団体にもサポート体制があることや起業の支援制度があることを知ることができ、不安が解消された。
- 普段会う機会のない他の市町の協力隊と交流し情報交換する機会をもらえてよかったです。
- 分科会で自治体の方に予算のしくみなど行政視点の話を聞けてよかったです。

【自治体】

- 自治体として、何をすべきか、協力隊員や受け入れ先に何を求めるべきか知ることができた。
- 協力隊の導入にあたり、事前のテーマ設定や制度設計が重要であることを再認識できたので、研修内容を参考に準備を進めていきたい。

